

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第1回小川町都市計画審議会
開催日時	令和7年 1月15日(木) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午前</span> 9時30分 ~ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午前</span> 11時00分 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午後</span>
開催場所	小川町役場 3階 大会議室
出席者	小川町 都市政策課：課長 島田真也 主席主査 門倉真一 主幹 武川 悟 渡邊智哉 岡本太一  小川町都市計画審議会 1号委員：松岡良治 角谷尚子 畷田勝明 神部つね子 正能和夫 江原隆二 2号委員：笠原規弘 五十嵐康博 鈴木秀尚 田端良成
会議の内容	諮問事項 (1) 小川町都市計画マスタープランの中間見直しについて
会議資料	資料1：小川町都市計画マスタープラン中間見直しについて 資料2：計画の主な変更点 資料3：スケジュールについて 参考資料：小川町都市計画マスタープラン(案) 参考資料：パブリックコメント開催通知 参考資料：小川町都市計画マスタープラン中間見直し 意見照会シート
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
その他の必要事項	司会進行 【都市政策課】 課長 島田真也 説明者 【都市政策課】 主幹 武川 悟 【委託業者】 昭和株式会社 記録者 【都市政策課】 技師 渡邊智哉

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

司 会（島田 都市政策課長）

1、 開 会 午前9時30分

司 会

本日の会議を開催致します。

本日の会議の成立については、委員12名のうち9名の出席をいただいているため、小川町審議会条例第6条第1項の会議開催要件を満たしていることを報告します。

2、 あいさつ

会 長

（諮問に対する審議をお願いする旨の挨拶）

町 長

（諮問に対する審議をお願いする旨の挨拶）

3、 委員紹介

司 会

委員の皆様には自己紹介をお願いできればと存じます。

（委員紹介）

4、 小川町都市計画審議会への諮問

司 会

島田町長より畠田会長に諮問をさせていただきます。

町 長

小川町都市計画マスタープランの中間見直しについて

小川町都市計画審議会条例第2条第1項の規定により、審議に付します。

（町長、退席）

5、 議 事

議 長

審議については原則公開としています。傍聴者について事務局より報告をお願いします。

司 会

開催の事前公表を行ったところ、傍聴者が2名います。会長の許可をいただき入室させたいと思います。

議 長

傍聴者を認めることについていかがでしょうか。

（異議なし）

議 長

傍聴を許可します。入室をお願いします。

(傍聴者、入室)

議 長

審議に入ります。

「諮問事項（１）小川町都市計画マスタープランの中間見直しについて」事務局より説明をお願いします。

事務局

諮問事項について、配布資料をもとに説明。

議 長

事務局からの説明について、質問やご意見等はありませんでしょうか。

寫田会長

サイクルアンドライドとはどのような制度でしょうか。

事務局

資料２の P23 に記載をしていますが、サイクルアンドライドとは自転車で交通結節点であるバス停に行き、バスに乗る取組みです。利用者の利便性向上とバスの利用促進を図ることが目的であり、本町においては現在八和田駐在所とパトリアおがわの２箇所を設置しています。今後も設置場所の拡大を目指したいと考えています。

鈴木委員

資料２の P4 の田園住居地域について詳しい説明をお願いします。

事務局

田園住居地域とは都市計画の用途地域の一つであり、現在のところ本町では田園住居地域の指定はありません。田園住居地域の指定によって、開発や建築等に一定の制限がかかる一方、一定の農業用施設の建設が可能となるほか、農地に対する税制優遇措置の適用を受けることができます。上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、田園住居地域の指定の検討について記載がありますが、指定にあたっては、住民の意見を取り入れながら、慎重な検討が必要であると考えています。

鈴木委員

規制や優遇がある中で、田園住居地域を指定する目的を詳しく教えていただきたいです。

事務局

田園住居地域は、農業の利便の増進、農業と調和した低層住宅にかかる良好な住環境の保護を目的とします。そのため、主に低層住宅地となりますが、農業の

推進を重視した地域での指定が想定されます。

笠原委員

文教系用地でのフィールドワークとはどのような活動を想定していますか。

事務局

小川町第6次総合振興計画との整合を図った上で記載をしており、自然環境の中での学習活動をイメージしています。

笠原委員

東中学校跡地や東小川小学校跡地においてもフィールドワークが展開されるのでしょうか。

事務局

東中学校、東小川小学校周辺は文教系用地に指定していないため、フィールドワークが展開される予定はありません。資料2のP22に示しているとおり、菖蒲沢沼周辺に文教系用地の位置づけをしています。

鈴木委員

フィールドワークについて、内洞沢の水田での自然観察会やビオトープの設置等、私的な取組が展開されている事例がありますが、公的な取組についての考えがあれば教えていただきたいです。

事務局

都市政策課主催の取組については想定をしていないが、生涯学習課など所管課に確認のうえ、回答させていただきます。

フィールドワークについては、総合振興計画の用語集に記載しており、研究対象地や現地に出向いて直接観察や調査を行う場を想定しています。

江原委員

大塚地域の八幡台に慰霊碑について、管理主体が町へ移管されました。慰霊碑がある場所は景観がよく、周辺には栃本親水公園や仙覚律師遺跡、穴八幡古墳などがあるため、他資源と連携した観光資源としての整備に期待していますが、本計画では慰霊塔をどのように位置付けているのでしょうか。

事務局

慰霊塔の整備に関しては、小川町都市計画マスタープラン（案）P65の「①-3 八幡台グランド周辺の整備」に記載をしています。現段階での整備計画はありませんが、所管課と連携しながら、整備について検討を進めていきます。

田端委員

竹沢地区について、以前の計画ではひばり台団地ができる予定でしたが、計画の変更により工業団地が形成されました。住宅団地を作る予定で土地利用を計画し、下水道整備等を進めてきたと思いますが、工業地区に変更になったことにより、竹沢地区における区域区分の考え方について再度検討はされたのでしょうか。

か。

#### 事務局

平成 19 年頃の小川エンジン工場の整備に伴い、住宅系から工業系へ用途地域を変更しましたが、平成 28 年に策定された現行の都市計画マスタープランでは、竹沢地区の区域区分については変更せずに設定をしています。今回の中間見直しにおいても現行計画を踏襲する形としていますが、人口減少や土地利用の変化などの状況変化に伴い、10 年後に都市計画マスタープランを全面的に改定する際には、区域区分や土地利用の見直しが必要であると考えています。また、突発的な企業進出や社会情勢の変化、上位計画で方針変更があった際には、10 年を待たずに見直しを行う可能性も考えられます。

#### 鈴木委員

デマンドタクシーの導入によって公共交通空白地域が解消されたという前提で中間見直しが進められていますが、料金改定後のアンケート結果によると、中心部から離れた地域の利用者の料金負担が増加し、利用控えや片道のみ利用に留める町民がいることが分かっています。デマンドタクシーの継続は非常に重要です。資料 2 の P 6 「(2) 公共交通の整備方針」に「町民の移動手段を確保しながら効率的な交通手段のあり方を検討します」と記載がありますが、あらゆる交通手段を活用して、鉄道や路線バスの空白地域にお住まいの方々の移動手段を保障する必要があります。一例として、スクールバスや企業の送迎バス、大型商業施設の送迎サービスの活用の可能性を模索してみてはいかがでしょうか。本町の高齢化率は現時点で 4 割を超えているため、自動車免許返納者の増加が想定されますが、公的な支援のみでは公共交通手段の確保は難しいと考えます。そのような視点からの計画検討は行っているのでしょうか。

#### 事務局

都市計画マスタープランでは、公共交通の利便性向上、町民の移動手段の確保と効率的な交通手段の検討についての記載に留めていますが、本町では公共交通活性化協議会を設置しており、今年度に小川町地域交通計画の見直しを行っています。ご意見については、公共交通活性化協議会においても協議をしており、交通計画で記載をしていきたいと考えています。

#### 鈴木委員

資料 2 の P 7 で、「(1) 公園等の整備方針」が新たに追加されているが、本町ではこどもまんなか宣言をしているため、利用者のニーズを取り入れる際には、大人だけでなく子どもの意見も含めたいです。

#### 事務局

公園の経年劣化により遊具の老朽化が進行しているため、公園長寿命化計画に基づき、公園の整備・更新を順次実施していく予定です。公園の維持管理は行政区を中心に行っているため、公園のあり方等については、行政区と相談し子どもの意見を取り入れながら検討していければと考えています。

#### 笠原委員

資料2のP6「(1)道路の整備方針 ②地域間連絡道路網の整備」について、小川町駅北口開設に関する記載を削除していることに関して説明をいただきたいです。

事務局

(都)池田角山線については、長期未整備区間として、計画の見直しが必要であると認識しており、見直しを検討したものです。

小川町駅北口については、小川町都市計画マスタープラン(案)P46「(2)公共交通の整備方針 ②公共交通の結節点である小川町駅の機能充実」の項目において現行計画から引き続き記載をしています。

議長

本会議で出た意見については事務局で検討していただき、パブリックコメントや庁内策定委員会の意見を受け、次回の審議会で再度審議の上、答申いたします。

以上をもって、議事を終了します。

これにて、議長の職を解かせていただきます。

6、 その他

司会

次第6、その他ですが、事務局から連絡事項がございますので、事務局よりご説明させていただきます。

事務局

2点ほどお伝えしたいことがございます。

1点目は、意見照会シートについてです。

本会議の中で伝えられなかったご意見等があれば、意見照会シートにご記入いただき、パブリックコメント用資料作成のため1月23日(金)までに都市政策課へ送付または提出をお願いいたします。また、2月6日(金)までに提出いただいた場合、ご意見やお考えを踏まえた計画検討を進めます。

2点目は、次回の会議日程についてです。

3月25日(水)午前10時00分から、小川町立図書館にて第2回の都市計画審議会を予定していますので、よろしく願いいたします。

司会

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、ご審議いただきありがとうございます。

以上をもちまして、令和7年度第1回小川町都市計画審議会を終了させていただきます。

これにて散会とさせていただきます。

ありがとうございました。

7、 閉会 午前11時00分